

県新型コロナウイルス条例成立

外出自粛や休業 独自に「協力の求め」可能に

8日にも施行

県の新型コロナウイルス感染症対策の考え方や手続きを定めた県新型コロナウイルス感染症等対策条例は3日、県会6月定例会の本会議で採決され、賛成多数で可決、成立した。議長を除く県議55人のうち、反対は第4会派共産党県議団の5人と無所属の1人だった。条例は早ければ8日にも公布、施行される。

【焦点3面、関連記事33面、条例全文30面に

条例は、知事が必要と認め「**め**」ができると規定。県が独自の場合、新型コロナウイルス特別措置法の対象としていない「人の往来を誘発させる施設」に対して**自粛や、事業者の休業検討**なども休業検討の「協力の求め」の協力を求めることができる

県新型コロナウイルス感染症等対策条例の主な内容

- 知事を本部長とする対策本部が発生予防、まん延防止などの「基本的方針」を策定
- まん延防止のため、県民や県内滞在者、事業者に必要な最小限の範囲で外出自粛や施設の休業などを検討するよう協力を求めることができる（新型コロナウイルス感染症のみ）
- 県は県民、事業者への経済的支援など必要な措置を講じる
- 市町村代表や専門家らへの事前の意見聴取と、県会への速やかな報告を義務化
- 患者や医療従事者に不当な差別的取り扱い、誹謗（ひぼう）中傷をしてはならない

るとした。従わない県民や事業者への罰則は設けない。新型コロナウイルス特措法の適用状況にかかわらず、県独自に休業や外出自粛に関する求めができる

求められる抑制的運用

解説

3日成立した県新型コロナウイルス感染症等対策条例を審議した県会6月定例会では、制定そのものの必要性に議論が集中した。県民の問題意識ではなく、

新型コロナウイルス関連

年金運用大幅赤字	2
支援制度活用59%	6
迫られる合理化	7
フクチン誰から?	30
都内感染連日3桁	33

阿部守一知事ら理事者側が直面する課題に対応するための条例との印象も最後まで拭えなかった。条例は、新型コロナウイルス特別措置法の適用状況にかかわらず、県が独自に休業や外出自粛に関する「協力の求め」を求めることができる規定を明記した。知事は3日の記者会見で、こうした規定について「法的に強制力は無い」とし、県が私権を制限することにはならないとの考えを示した。

が不十分で、感染の第2波に向けた課題も抽象的」と指摘し、県が条例の制定を提案してからの期間が1カ月余と短く、県民の意見募集も2週間だったことから「やり方はあまりに拙速」と主張した。条例を巡っては、県危機管理委員会が1日、県独自の規定を念頭に、審議を通じて明らかにした課題を整理して対策に反映し、県民に分かりやすく示すことを求める付帯決議を可決している。阿部守一知事は本会議後の記者会見で、県会の付帯決議について「分かりやすく県民に示すことは重要」と説明。課題に対する県の考え方をまとめた「ガイドライン」を条例施行に合わせて公表するとして、知事は「県民の協力をいただきながら万全の対策を進める」と述べた。

県会6月定例会は、新型コロナウイルス対策を中心とする本年度一般会計補正予算など28議案を可決・承認し、閉会した。

新型コロナウイルスの影響で苦しむ県民や事業者の受け止めと乖離（かいり）してはいないか。「協力の求め」という言葉で和らげても、条例には県民や事業者の自由な活動を制限し得る側面があることは否定できない。

知事は感染の「第1波」で実施した県の対策が県民生活や県内経済に大きな影響を与えたことは認め、対策は条例に沿って「必要最小限」とする考えを強調した。その言葉通り、県民への分かりやすい

特設面・相談窓口の案内30面に

説明を求めた県会委員会の付帯決議も謙虚に受け止め、抑制的に運用するべきだ。地方政治に詳しい有識者からは、各都道府県知事の自由裁量で実施している新型コロナウイルス対策に条例で「枠組み」を設けることは意義があるとの意見もある。東京都などで感染再拡大の傾向が顕著になり、県内でもいつ同様の状況になるか分からない。条例を備えて迎える状況下で、知事をはじめ県組織がどう対策を講じていくのか。日常生活や経済活動に関

わる対策が多く、条例を審議した県議会が住民の声に耳を傾け、チェックしていく責任がある。（熊谷直彦）